令和7年度
指定障害福祉サービス事業者集団指導資料

事業運営に関する留意事項等について
（自立生活援助）

資料

- ○ 自立生活援助事業の運営について
- ○ 自立生活援助サービス費
- ○ 参考資料

東京都 福祉局 障害者施策推進部
地域生活支援課 在宅支援担当

自立生活援助事業の運営について

1　自立生活援助事業者の責務

自立生活援助事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
また、関係機関との連携を図り、常に障害福祉サービスの向上に努めなければならない。

○　指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

○　指定事業者等は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村（特別区を含む）、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

○　指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

（障害者総合支援法　第４２条）

２　指定・運営基準の遵守

指定事業者として、人員基準及び運営に関する基準を常に満たす必要がある。

○　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

○　指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

（障害者総合支援法　第４３条）

《条例》

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例
（平成２４年１２月１３日東京都条例第１５５号）

《解釈通知》

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成１８年１２月６日障発第１２０６００１号）

《基準の概要》

■　人員基準

管理者　　１名（原則専従）※管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可

サービス管理責任者　（常勤である場合）
利用者数６０人以下：１名以上
利用者数６１人以上：１名に、利用者数が60 人を超えて 60 又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
（上記以外の場合）
利用者数３０人以下：１名以上
利用者数３１人以上：１名に、利用者数が60 人を超えて 60 又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上

地域生活支援員　　１人以上
※利用者数２５に対し１人を標準とし、利用者数が２５又はその端数を増すごとに増員することが望ましい

※サービス管理責任者と地域生活支援員について原則専従。ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は他の職務の兼務可（他の職務の常勤換算に参入することは不可）。

※サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務は可
（自立生活援助サービス費の「利用者数を地域生活支援員の人数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は１人につき 0.5 人とみなして算定するものとする）

※相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務

併設する事業所で地域相談支援業務に従事する相談支援専門員を配置することによって、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができる。

■ 設備基準

事務室、相談スペース、手指洗浄の設備、その他事業に必要な設備、備品（鍵付書庫ほか）等

■ 指定自立生活援助事業運営基準（主なもの）

○ 定期的な訪問による支援（条例第１９２条の１８）

・指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

○ 随時の通報による支援等（条例第１９２条の１９）

・利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。
・利用者の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
・利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

○ 以下準用（条例第１９２条の２０）

○ 勤務体制の確保等（条例第１２条）

・指定自立生活援助事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。
・指定自立生活援助事業所ごとに、当該指定自立生活援助事業所の従業者によって指定自立生活援助を提供しなければならない。
・従業者の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならない。
・職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

○ 業務継続計画の策定等（条例第１２条の２）

・指定自立生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

・指定自立生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
・指定自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

○　内容及び手続の説明及び同意（条例第１３条）
・利用の申込みに当たって、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。

○　契約支給量等の報告等（条例第１４条）

○　提供拒否の禁止（条例第１５条）
・正当な理由なく、指定自立生活援助の提供を拒んではならない。

○　連絡調整に対する協力（条例第１６条）

○　サービス提供困難時の対応（条例第１７条）
・通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定自立生活援助を提供することが困難であると認める場合は、他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

○　受給資格の確認（条例第１８条）
・受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。

○　介護給付費の支給の申請に係る援助（条例第１９条）

○　心身の状況等の把握（条例第２０条）

○　指定障害福祉サービス事業者等との連携等（条例第２１条）

○　身分を証する書類の携行（条例第２２条）
・従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
記載すべき事項：事業者の名称、従業者の氏名
望ましい事項：写真の貼付、職能の記載

○　サービス提供の記録（条例第２３条）

・指定自立生活援助を提供した際は、当該指定自立生活援助の提供日、内容その他必要な事項を提供の都度記録しなければならない。

《記載する内容》

・指定自立生活援助の提供日
・提供したサービスの具体的内容
・実績時間数
・利用者負担額

前項の記録に関しては、利用者から確認を受けなければならない。

○　支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（条例第２４条）

○　利用者負担額等の受領（条例第２５条）

・利用者負担額の受領を受けること。
・利用者の選定により通常の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合は、それに要した交通費の支払を受けることができる。
・支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
・交通費等の支払を受ける場合は、あらかじめ利用者に対し、内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

○　利用者負担額に係る管理（条例第２６条）

○　介護給付費の額に係る通知等（条例第２７条）

○　支給決定障害者等に関する区市町村への通知（条例第３３条）

○　衛生管理等（条例第３４条）

・従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
・事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
・事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、下記の措置を講じなければならない。

一　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

○　掲示（条例第３５条）

・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

・上記に規定する事項を記載した書面を当該指定自立生活援助事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、上記の規定による掲示に代えることができる。

○　秘密保持等（条例第３６条）

・事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
・従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
・他の指定自立生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により、当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

○　情報の提供等（条例第３７条）

○　利益供与等の禁止（条例第３８条）

○　苦情解決（条例第３９条）

・利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口、苦情解決の体制及び手順等事業所における苦情を解決するための措置を講じなければならない。
・苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。
・区市町村、都道府県の調査への協力、指導・助言に従って必要な改善を行わなければならない。

○　事故発生時の対応（条例第４０条）

・都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。
・利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

日頃より、利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

また、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族・区市町村・都に対する報告をお願いします。

【都報告先】障害者施策推進部　地域生活支援課　在宅支援担当（自立生活援助）
電話 03-5320-4325

【提出先フォーム】https://logoform.jp/form/tmgform/830433

○　虐待の防止（条例第４０条の２）

・虐待の発生及び再発を防止するため、下記の措置を講じなければならない。

一　虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

二　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三　上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

・上記の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

○　会計の区分（条例第４１条）

・事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

○　管理者の責務等（条例第５３条）

・従業者及び業務の管理その他の管理

・従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令

○　サービス管理責任者の責務等（条例第５４条、条例第１９２条の６）

・自立生活援助計画の作成に当たり、当該利用者にアセスメントを行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

・アセスメントに当たっては、当該利用者に面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を当該自立生活援助計画の原案に含めるよう努めなければならない。

・自立生活援助計画の作成に当たっては、利用者に対する指定自立生活援助の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

・自立生活援助計画を作成した際は、当該自立生活援助計画を利用者に交付しなければならない。

・自立生活援助計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも３月に一回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。

・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。

・利用の申込みに際し、利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。
・利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
・他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

○　指定自立生活援助の取扱方針（条例第６２条）
・自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
・指定自立生活援助事業所の従業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。
・提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

○　相談及び援助（条例第６３条）

○　運営規程（条例第１９２条の１０）

○　記録の整備（条例第１９２条の１１）
・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
・利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日から５年間保存しなければならない。

○　電磁的記録等（条例第 209 条）
・作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
・指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

３　令和６年度報酬等改定の概要（自立生活援助）

（１）対象者

【改定前】当該家族等が障害、疾病のため、障害者に対し、家族等による支援が見込めない障害者

【改定後】当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害の生活環境に大きな変化その他の事情により、家族等に支援が見込めない障害者

（２）実施主体

【改定前】指定障害サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行うものに限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者

【改定後】多様な事業主体の参入を施す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業所に限定されている実施主体に係る要件を廃止

（３）基本報酬の見直し

自立生活援助サービス費（Ⅰ）

【改定前】利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満　1,558 単位／月
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上　1,090 単位／月

【改定後】利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満　1,566 単位／月
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上　1,095 単位／月

自立生活援助サービス費（Ⅱ）

【改定前】利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満　1,166 単位／月
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上　817 単位／月

【改定後】利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満　1,172 単位／月
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上　821 単位／月

自立生活援助サービス費（Ⅲ）　700 単位／月【新設】

定期的な訪問等の支援の見直し

【改定前】おおむね週に１回以上、利用者の居宅を訪問する

【改定後】定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して必要な援助を行わなければならない。

（４）加算・減算の新設

集中支援加算　500 単位／月

自立生活援助サービス費（Ⅰ）が算定されている事業所の地域生活支援員が、１月に６回以上、利用者の居宅を訪問しサービスを提供した場合

地域生活支援拠点等機能強化加算　500単位／月

地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する。

・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営していること。又は地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されていること。

・地域生活支援拠点等に位置付けられていること。

・当該事業所（相互に連携して運営している場合には、いずれかの事業所）又は当該事業所以外の基幹相談支援センター等の拠点関係機関に拠点コーディネーターを常勤専従で１人以上配置していること。

情報公表未報告減算

障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所等に対する減算

所定単位の５％減算

業務継続計画未策定減算（経過措置あり）

業務継続計画の策定が義務化されたことに伴い、業務継続計画を策定していない場合は、令和７年４月１日から基本報酬が減算

所定単位の１％減算

虐待防止措置未実施減算

令和４年度から義務化となった障害者虐待防止措置を実施していない場合は、令和６年４月１日より基本報酬が減算

所定単位の１％減算

（５）人員基準

ア　併相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務【新設】

併設する事業所で地域相談支援業務に従事する相談支援専門員を配置することによって、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができる。

イ　サービス管理責任者の配置

【改定前】　３０：１

【改定後】　（ア）常勤である場合６０：１（他の職種と兼務不可）

（イ）（ア）以外の場合３０：１

○自立生活援助サービス費

基本部分			注 サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	注 自立生活援助計画が作成されていない場合	注 標準利用期間超過減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援拠点等機能強化加算
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満	(1月につき1596単位)	減算が適用される月から4月目まで×70／100 5月以上連続して減算の場合×50／100	減算が適用される月から2月目まで×70／100 3月以上連続して減算の場合×50／100	×95／100	×99／100	×99／100 注 令和7年4月1日から適用	×95／100	+230単位	1月につき500単位
	(2) 30:1以上	(1月につき1093単位)								
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満	(1月につき1172単位)								
	(2) 30:1以上	(1月につき821単位)								
ハ 自立生活援助サービス費(Ⅲ)		(1月につき700単位)								

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1月につき450単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1月につき180単位を加算)

ピアサポート体制加算 (1月につき100単位を加算)
初回加算 (1月につき500単位を加算)
集中支援加算 (1月につき900単位を加算)

同行支援加算	イ 2回以下	(1月につき500単位を加算)
	ロ 3回	(1月につき750単位を加算)
	ハ 4回以上	(1月につき1,000単位を加算)

緊急時支援加算	イ 緊急時支援加算(Ⅰ)	(1日につき711単位を加算)
	ロ 緊急時支援加算(Ⅱ)	(1日につき94単位を加算)

注 地域生活支援拠点等の場合
+50単位

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度) (1回につき100単位を加算)
居住支援連携体制加算 (1月につき35単位を加算)
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度) (1回につき500単位を加算)

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×103／1,000)	
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×101／1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×86／1,000)	
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×46／1,000)	
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき +所定単位×90／1,000)
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき +所定単位×86／1,000)
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき +所定単位×88／1,000)
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき +所定単位×84／1,000)
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき +所定単位×75／1,000)
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき +所定単位×71／1,000)
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき +所定単位×46／1,000)
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき +所定単位×73／1,000)
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき +所定単位×85／1,000)
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき +所定単位×82／1,000)
		(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき +所定単位×56／1,000)
		(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき +所定単位×50／1,000)
		(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき +所定単位×48／1,000)
		(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき +所定単位×35／1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 令和6年6月1日から算定可能
注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能

参考資料

（自立生活援助）

令和6年度報酬改定概要

自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

○ 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

○ 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
○ 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月１回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

自立生活援助	【現　行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位／月（30人未満）　1,090単位／月（30人以上） 自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位／月（30人未満）　817単位／月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）**1,566**単位／月（30人未満）　**1,095**単位／月（30人以上） 自立生活援助サービス費（Ⅱ）**1,172**単位／月（30人未満）　**821**単位／月（30人以上）
	【新　設】	**自立生活援助サービス費（Ⅲ）　700単位／月**　＊居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定
地域移行支援	【現　行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位／月　（Ⅱ）3,062単位／月、（Ⅲ）2,349単位／月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）**3,613**単位／月　（Ⅱ）**3,157**単位／月　（Ⅲ）**2,422**単位／月
地域定着支援	【現　行】	・体制確保費　306単位／月　緊急時支援費（Ⅰ）712単位／日　緊急時支援費（Ⅱ）95単位／日
	【見直し後】	・体制確保費　**315**単位／月　緊急時支援費（Ⅰ）**734**単位／日　緊急時支援費（Ⅱ）**98**単位／日

③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

○ 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週１回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算　**500単位／月**
＊自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算

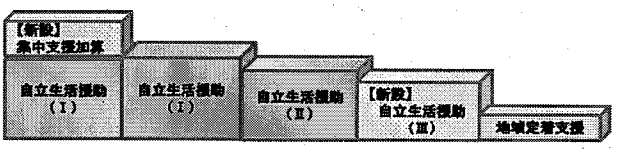

④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

○ 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
○ サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：１とする。
○ 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

誰もが共生する社会を目指して制定しました

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

平成30年10月1日施行

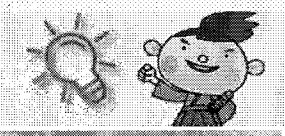

ポイント

1 「合理的配慮の提供」の義務化
2 紛争解決の仕組みの整備
3 広域支援相談員の設置

1 「合理的配慮の提供」を義務化します

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、都条例では、差別解消の取組を一層進めるため、義務としました。

不当な差別的取扱いとは？

正当な理由がないのに、障害があることで、サービスの提供を拒否したり、提供場所や時間帯を制限したりすることなどをいいます。

障害を理由として、入店を拒否することは不当な差別的取扱いに該当します。補助犬の入店拒否は、禁止されています。

合理的配慮の提供とは？

障害者から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて、必要かつ合理的な対応をすることをいいます。

筆談、手話、読み上げ、スマホ・タブレット端末など、ご本人にあった方法でコミュニケーションを取ることは、合理的配慮の提供といえます。

つまり、民間事業者も「合理的配慮の提供」を行わなければなりません。

	障害者差別解消法		東京都の条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務	義務

ハートシティ東京 東京都福祉保健局

差別的取扱いや合理的配慮の具体例は、東京都の特設サイトハートシティ東京に掲載があります。

東京都福祉保健局

2　紛争解決の仕組みを整備します

相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって、解決を図ります。
新たに調整委員会を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みです。

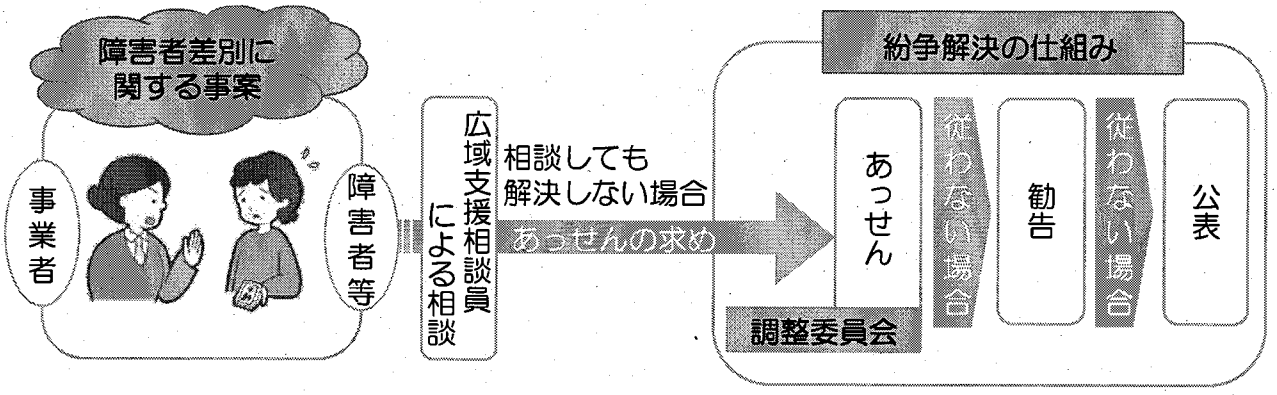

調整委員会は、公正中立な立場で、あっせんを行う、第三者機関です。

3　広域支援相談員を設置します

広域支援相談員を東京都に設置します。広域支援相談員は、障害者差別に関する相談を、障害者や関係者からだけでなく、民間事業者からも受け付けます。

東京都障害者権利擁護センター（広域支援相談員）

TEL：03-5320-4223　FAX：03−5388-1413

（電話対応時間　平日午前9時から午後5時まで）

メールアドレス：syougaisyakenriyougo@section.metro.tokyo.jp

（平成30年10月1日より）

障害を理由とする差別に関する相談窓口　ホームページ

窓口一覧はこちら

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/sodan/syougaisyakenri.html

「障害の社会モデル」の考え方に基づいて制定しています

「障害の社会モデル」とは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという考え方です。

このパンフレットに関する問い合わせ先：
東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課
〒163−8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
Tel：03-5320-4559　Fax：03-5388-1413

これは目の不自由な方などのための「音声コード」です。専用装置等を使い読み取ることで、ページに書かれている文章を音声で聞くことができます。

7福祉障施第２２１号
令和７年４月２４日

各施設・事業所管理者　殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
梶　野　京　子
（公印省略）

施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

各施設・事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保や、施設・事業所の管理体制の徹底等に取り組まれていることと存じます。

しかしながら、利用者の障害特性に起因した事故、職員の過失、施設・事業所の過失などによる事故は後を絶たない状況にあります。各施設・事業所におかれましては、改めて利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

上記対策を講じた上でも、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、下記により都に対する報告をお願いいたします。特に、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせがある事故は、速やかに電話等で都の各所管に報告をお願いします。

記

１　報告対象事故等

①　死亡事故（誤嚥によるもの等）
②　入院を要した事故（持病による入院等は除く）
③　（②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
④　薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
⑤　無断外出
⑥　感染症の発生
⑦　送迎車両の車内への利用者の置き去り事故
⑧　事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
⑨　保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
⑩　施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
⑪　区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
⑫　その他特に報告の必要があると施設が判断したもの
※　障害者虐待（疑いを含む）事案については、区市町村（障害児入所施設は児童相談所

もしくは区市町村子供家庭支援センター）への通報義務があります。

※　事業者側の責任や過失の有無は問いません。

2　報告方法

事故報告書の提出は、事故報告書提出フォームによる報告を原則としますが、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生後直ちに各所管宛電話による報告をお願いします。

また、その後、可能な限り速やかに別紙様式例を参考に各所管提出フォームに事故報告書（第１報）の御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、東京都への報告に加え、保護者・区市町村（原則として実施機関）・関係機関（警察・消防・保健所等）への連絡も行ってください。

※１　事故の状況等によっては、現地確認を実施する場合があります。

※２　事故報告書のファイル名を「【事故報告】施設・事業所名（サービス種別＊）第○報」としてください。

＊多機能型事業所等の場合は事故に係るサービス種別を記載

（例）【事故報告】○○福祉園（生活介護）第１報

3　自然災害発生の際の東京都への報告

近年、台風や地震などの大規模な自然災害が多く発生しています。日頃から、災害等への備えを進め、利用者の安全を確保する体制を整えていただきますようお願いします。

また、施設・事業所の建物の損壊や人的被害が発生した場合には、事故同様、利用者、職員の皆様の安全確保や施設の運営継続等の対応を優先した上で、速やかに被害状況について東京都まで御連絡くださいますようお願いします。

4　令和６年度報酬改定に伴う運営の適正化について

令和６年度報酬改定により、別紙１に記載する各事項が未実施の場合等、新たに減算の創設又は見直しが行われているとともに、運営基準の改正も行われておりますので、改めて御確認願います。

5　その他

近年発生している主な重大事故事例について別紙２のとおりまとめました。各施設・事業所での同様の事故の発生を防止するための参考としてください。

6　報告先

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】（都立施設及び都立民間移譲施設を除く）

施設サービス支援課　障害者支援施設担当　電話　03-5320-4156

＜提出先＞

https://logoform.jp/form/tmgform/826020

【都立施設及び都立民間移譲施設】

施設サービス支援課　福祉施設運営担当　電話　03-5320-4157

＜提出先＞

https://logoform.jp/form/tmgform/827929

【就労移行支援・就労継続支援A型、B型・就労定着支援】
地域生活支援課　就労支援担当　電話　03-5320-4158
＜提出先＞
https://logoform.jp/form/tmgform/829775
【共同生活援助（GH）・短期入所】
地域生活支援課　居住支援担当　電話　03-5320-4151
＜提出先＞
https://logoform.jp/form/tmgform/702093
【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】
地域生活支援課　在宅支援担当　電話　03-5320-4325
＜提出先＞
https://logoform.jp/form/tmgform/830433
【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】
施設サービス支援課　児童福祉施設担当　電話　03-5320-4374
＜提出先＞
https://logoform.jp/form/tmgform/835126
【重症心身障害児（者）通所事業】
施設サービス支援課　療育担当　電話　03-5320-4376
＜提出先＞
https://logoform.jp/form/tmgform/1002061

別紙１

１　令和６年度報酬改定に伴い、以下の各事項が未実施である場合等には、新たに減算の創設又は見直しが行われています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載していますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

⑴　虐待防止措置未実施減算（創設）

①虐待防止委員会の定期的な開催及び従業者への周知
②虐待防止研修の定期的な実施
③上記①及び②の取組を行うための担当者の配置

上記①から③の取組が適切に実施されていない場合、所定単位数の１％を減算

⑵　身体拘束廃止未実施減算（見直し）

①身体拘束を行う場合、その態様、時間、利用者の状況、やむを得ない理由等を記録
②身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催及びその結果を従業者へ周知
③身体拘束適正化指針の整備
④虐待防止研修の定期的な実施

上記①から④までの取組が適切に実施されていない場合、以下の通り減算額を見直し

【施設・居住系サービス※１】

１日につき５単位減算から所定単位数の１０％減算に見直し

【訪問、通所系サービス※２】

１日につき５単位減算から所定単位数の１％減算に見直し

※１　障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※２　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労 選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く。）

⑶　業務継続計画未策定減算（創設）

①業務継続計画の策定
②業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

【施設・居住系サービス】

所定単位数の3%を減算

【訪問、通所系サービス】

所定単位数の1%を減算

＜経過措置＞

・就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない

(4) 情報公表未報告減算（創設）

障害者総合支援法第76条の3第1項又は児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表に係る報告がなされていない場合、以下のとおり減算

【施設・居住系サービス】

所定単位数の10%を減算

【訪問、通所系サービス】

所定単位数の5%を減算

2　運営基準の見直し

令和6年度報酬改定に伴い、以下のとおり運営基準が見直されています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載していますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

(1) 意思決定支援の推進

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記され、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映された。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認しなければならない。

※障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

(2) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握すると

ともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨明記された。

※計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス

(3) 個別支援計画の共有

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならない。

※短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

別紙２

《主な重大事故の事例》

【事例①】利用者が踏切に立ち入り電車に轢かれる死亡事故

《事故の概要》

余暇支援中に利用者が踏切内で立ち往生し、電車に轢かれて死亡。

《原因》

○　利用者は電車が好きで、これまでも余暇支援中に踏切で電車の見学をする余暇支援を実施。

○　支援員は車を踏切付近に停車させ、利用者だけ降りて電車見学を実施。

○　支援員が適切な見守りを怠り、踏切の警報音が鳴っているにも関わらず、利用者が踏切から退避していない状況に支援員が気付けなかった。

《再発防止策》

○　外出支援時には支援員の他、添乗員を付けるなど、見守り体制を強化

○　外出支援時の見守りや安全対策についてマニュアルの見直しをし、全職員に対して注意喚起

【事例②】　送迎車両による交通事故（死亡事故）

《事故の概要》

利用者を送迎中に運転手の前方不注意により、衝突を回避するため、車両が歩道に乗り上げ、運転手がパニックになり、そのまま走行し、歩行者を轢いて死亡させた。

《原因》

○　前方に車両が停車しているにもかかわらず、速度を落とさずに走行していたため、急な右折車に対応できなかった。

○　衝突を回避するため左にハンドルを切り、歩道をそのまま走行。

○　前方に歩行者がいるにもかかわらず、運転手が混乱し、ブレーキを踏まなかった。

《再発防止策》

○　安全運転管理責任者の届出をし、運転者の適性を定期的に把握

○　安全運転指導を適切に実施するため、研修の実施などを検討

○　自動ブレーキ等、安全装置が装備された車両の導入

【事例③】　誤嚥による窒息死亡事故

《事故の概要》

おやつの黒糖パンを誤嚥し、窒息により死亡した。

《原因》

○　過去に誤嚥事故を起こしていたにもかかわらず、職員の見守りが不十分であった。

○　当日のおやつが非常食用のパンであったため、通常のパンよりも少し硬かった。

《再発防止策》

○　利用者の嚥下状態を再点検し、注意が必要な利用者の食事支援には特に慎重に支援する等マニュアルの見直しを実施。

○　嚥下状態により提供するお盆の色を分け、職員が視覚的に判別しやすくする。

○　利用者の嚥下機能に応じたおやつを提供する。

事　務　連　絡
令和６年１２月１３日

各施設・事業所管理者　殿

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課長
（公印省略）

施設・事業所における事故報告フォームの変更について

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」（令和６年５月９日付６福祉障施第４９９号東京都福祉局障害者施策推進部長通知）により事故等が発生した場合の速やかな報告をお願いしたところです。

この度、東京都のシステム変更に伴い、事故等発生時の報告フォームを以下のとおり変更することといたしました。

つきましては、下記のとおり取り扱うこととさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

１　報告方法（変更ありません）

事故報告書の提出は、事故報告書提出フォームによる報告を原則としますが、**死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生後直ちに各所管宛電話による報告**をお願いします。

また、その後、可能な限り速やかに別紙様式例を参考に各所管提出フォームに事故報告書（第１報）の御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、東京都への報告に加え、保護者・区市町村（原則として実施機関）・関係機関（警察・消防・保健所等）への連絡も行ってください。

※１　事故の状況等によっては、現地確認を実施する場合があります。

※２　事故報告書のファイル名を「【事故報告】施設・事業所名（サービス種別＊）第○報」としてください。

＊多機能型事業所等の場合は事故に係るサービス種別を記載

（例）【事故報告】○○福祉園（生活介護）第１報

※３　事故報告書様式については、下記「東京都障害者サービス情報」に掲載しております。

東京都障害者サービス情報：書式ライブラリー一覧

２　報告先（変更後）

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】（都立施設及び都立民間移譲施設を除く）

施設サービス支援課　障害者支援施設担当　電話　03-5320-4156

＜提出先＞

https://logoform.jp/form/tmgform/826020

【都立施設及び都立民間移譲施設】

施設サービス支援課　福祉施設運営担当　電話　03-5320-4157

＜提出先＞

https://logoform.jp/form/tmgform/827929

【就労移行支援・就労継続支援Ａ型、Ｂ型・就労定着支援】

地域生活支援課　就労支援担当　電話　03-5320-4158

＜提出先＞

https://logoform.jp/form/tmgform/829775

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課　居住支援担当　電話　03-5320-4151

＜提出先＞

https://logoform.jp/form/tmgform/702093

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】

地域生活支援課　在宅支援担当　電話　03-5320-4325

＜提出先＞

https://logoform.jp/form/tmgform/830433

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

施設サービス支援課　児童福祉施設担当　電話　03-5320-4374

＜提出先＞

https://logoform.jp/form/tmgform/835126

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課　療育担当　電話　03-5320-4376

3　変更日時

令和６年１２月２０日（金）午後６時から

4　その他

旧報告フォームにつきましては上記３の日時以降使用できませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ】
東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課　在宅支援担当
電話　03-5320-4325

令和６年４月改訂版

様式例

令和　　年　　月　　日

東京都福祉局
　障害者施策推進部○○○○課長　殿

法　　人　　名
施設（事業所）名
施設長（管理者）名

施設（事業所）利用者事故等報告書

施設（事業所）利用者の事故がありましたので下記のとおり報告します。

事業所情報	事業所名・ユニット名	
	サービス種別	
	施設所在地	
	施設管理者名	
	担当者名 連絡先	

利用者氏名 （ｲﾆｼｬﾙ）	さん（　男・女　）（障害支援区分　　）		
生年月日等	年　月　日　（　　歳）		
障害状況等	愛の手帳（療育手帳）　　度	身体障害者手帳　　種　　級	
	精神障害者手帳　　級	障害特性	
事故の概要	発生年月日	年　月　日（　曜日）　時　分　頃	
	発生場所		
	事故種別 （該当の箇所に☑）	☐死亡事故　☐入院を要した事故（持病による入院等は除く） ☐医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故　☐薬の誤与薬 ☐無断外出　☐感染症の発生　☐事件性のあるもの（職員による暴力事件等）　☐保護者や関係者とのトラブル　☐施設運営上の事故の発生（不正会計処理・送迎中の交通事故・個人情報の流出等） ☐虐待通報（通告）が判明した　☐送迎車両等への置き去り事故 ☐その他（　　）	

	原因・経緯・状況	
関係機関への連絡	家族	さん（続柄　　）へ　　月　　日　　時　　分頃
	実施機関	福祉事務所へ　　月　　日　　時　　分頃
	その他（病院・警察等）	（　　）へ　　月　　日　　時　　分頃
		（　　）へ　　月　　日　　時　　分頃
事故後の対応	事故後の利用者の現況	
	保護者等からの意見	
	再発防止に向けての今後の対応	
その他特記事項		

※不足する場合は、別紙を添付してください。

7福祉障施第２２２号
令和７年４月２４日

各施設・事業所管理者　殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
梶　野　　京　子
（公印省略）

施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

都においては、施設・事業所に対し、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきたところでありますが、昨年度も、常勤職員・非常勤職員問わず、支援員による利用者の行動を制止するために過度な有形力を行使した身体的虐待、支援員の乱暴な言葉かけによる心理的虐待、支援員による利用者からの預り金の着服といった経済的虐待等の事案が発生しております。

利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、都における障害者（児）施設や居宅介護等の障害福祉サービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なうものであり、誠に遺憾であります。

都においては、障害者虐待について、個々の案件に応じて区市町村と連携して対応するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する等、障害者虐待防止に向けた取組を行っているところです。

障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じることとされていると同時に、身体拘束の適正化の推進が義務付けられています（下記６参照）。

各施設・事業所におかれましては、日頃より、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組まれていることと存じますが、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

また、下記事項は、施設及び事業所が虐待防止体制を整備するにあたり、特に留意していただきたい事項をまとめたものです。上記取組の実施にあたっては十分参考にしていただきますよう併せてお願いいたします。

記

１　利用者の人権擁護・虐待防止のための体制について

（１）運営規程への定めと全職種の職員への周知

（２）虐待防止委員会（年１回以上）、虐待防止の担当者を設置する等の体制整備

◇虐待防止委員会の役割（運営基準等解釈通知より）

・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）

・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）

・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

（3） 倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成、及び虐待防止啓発掲示物や相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底　など

◇虐待防止のための指針に規定する項目例（運営基準等解釈通知より）

・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

・虐待防止のための職員研修に関する基本方針

・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

・虐待発生時の対応に関する基本方針

・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

2　人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について

（1） 全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修

（2） 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修

（3） 事例検討

※虐待防止のための研修は、年１回以上（新規採用時には必ず）実施すること

※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、受講させること

※職場内研修のみならず、職場外研修の充実化も図ること

3　虐待を防止するための取組について

（1） 管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり

（2） 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底

（3） 全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

4　通報義務について

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の事実確認をうけることが必要です。

※　障害児入所施設に入所する児童への虐待については、児童福祉法に基づき、児童相談所もしくは区市町村子供家庭支援センターに通告します。

※　児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となります。

※　また、虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。

※　各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、各担当宛に提出してください。

5　身体拘束の禁止について

障害者総合支援法に基づく運営基準では、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。やむを得ず身体拘束等を行うときは所定の手続き（①組織による決定と個別支援計画への記載、②本人・家族への十分な説明、③必要な事項の記録）を経るようご留意ください（詳細は「7　参考資料」記載の手引き参照）。

なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても御留意願います。

6　運営基準の改正による取組の強化について

虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化の推進のため以下のとおり施設・事業所の取組が令和４年度より義務化されるとともに、令和６年度報酬改定において、新たな減算規定の創設及び減算額の増額など制度改正されておりますので、以上の取組とあわせ、運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

（１）虐待防止について

① 虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底

② 従業者への定期的な研修の実施

③ 虐待の防止等のための担当者の設置

※　虐待防止に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

（２）身体拘束の適正化について

① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

② 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底

③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備

④ 従業者への定期的な研修の実施

※　身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

7　参考資料

以下の厚生労働省ホームページのリンク先に掲載されている、障害者の虐待防止に係る通知及び手引き等についてもご確認願います。

厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html

<担当>東京都福祉局障害者施策推進部

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】
施設サービス支援課　障害者支援施設担当
電話　03-5320-4156　　FAX　03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援Ａ型、Ｂ型・就労定着支援】
地域生活支援課　就労支援担当
電話　03-5320-4158　　FAX　03-5388-1408

【共同生活援助（GH）・短期入所】
地域生活支援課　居住支援担当
電話　03-5320-4151　　FAX　03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・
自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】
地域生活支援課　在宅支援担当
電話　03-5320-4325　　FAX　03-5388-1408

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】
施設サービス支援課　児童福祉施設担当
電話　03-5320-4374　　FAX　03-5388-1407

【都立施設・民間移譲施設（旧都立施設）】
施設サービス支援課　福祉施設運営担当
電話　03-5320-4157　　FAX　03-5388-1407

【重症心身障害児（者）通所事業】
施設サービス支援課　療育担当
電話　03-5320-4376　　FAX　03-5388-1407

障害福祉サービス等事業者さまへ

障害福祉サービス等情報公表制度に係る更新手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

○ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。

○ このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

障害福祉サービス等情報を都道府県等に毎年度5月～7月に報告する義務があります！
（内容に変更がない場合も毎年度報告が必要です。）
※なお、障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

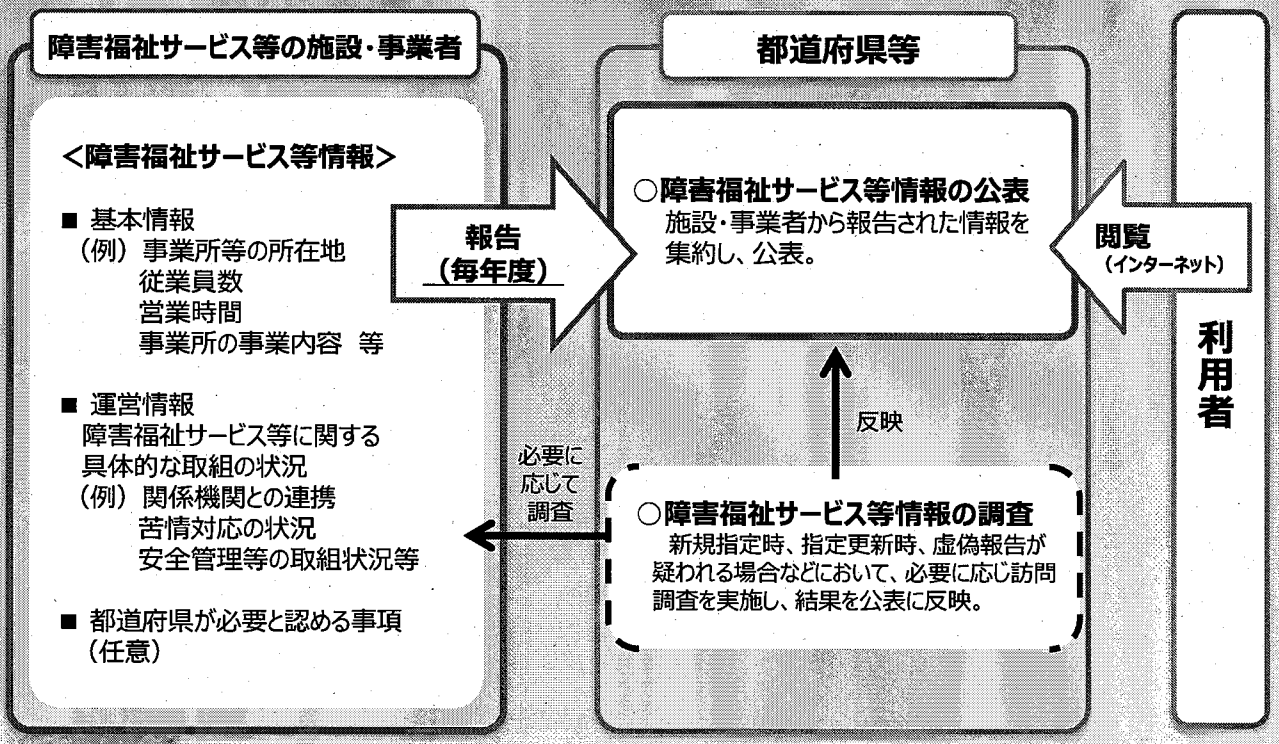

○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1.居宅介護	6.生活介護	11.自立訓練（生活訓練）	16.就労定着支援	21.地域相談支援（定着）	26.放課後等デイサービス
2.重度訪問介護	7.短期入所	12.宿泊型自立訓練	17.自立生活援助	22.福祉型障害児入所施設	27.居宅訪問型児童発達支援
3.同行援護	8.重度障害者等包括支援	13.就労移行支援	18.共同生活援助	23.医療型障害児入所施設	28.保育所等訪問支援
4.行動援護	9.施設入所支援	14.就労継続支援Ａ型	19.計画相談支援	24.児童発達支援	29.障害児相談支援
5.療養介護	10.自立訓練（機能訓練）	15.就労継続支援Ｂ型	20.地域相談支援（移行）	25.医療型児童発達支援	

WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）等の資料を掲載していますので、ぜひご活用ください。

～はじまります！～

事業所向け

NEW

「災害時情報共有システム」概要と利用方法

1）災害時情報共有システムとは

災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被害状況を的確に、簡単に知らせることができます。

自治体・国では、事業所から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につないでいくことができます。

2）災害時の利用の流れ

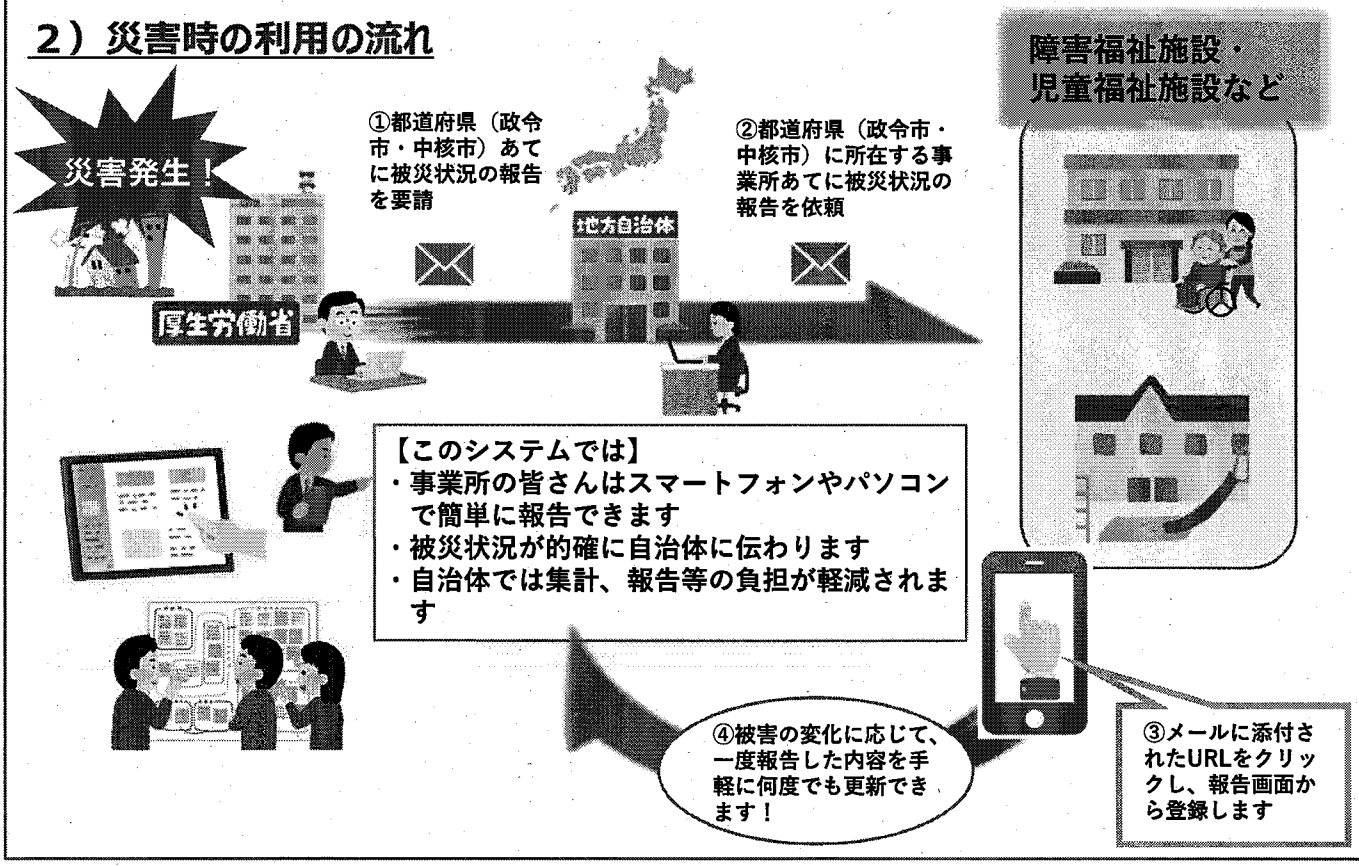

3）システムの特徴

1．災害が発生すると、災害の規模などから必要に応じ国(厚生労働省)が被災状況の報告を求めます。国は都道府県（政令市・中核市）を通じ、事業所の皆さまへ報告を依頼しますが、その際、事前に登録いただいた連絡先に専用のURLが送られますので、システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。（アクセスの際にID、PWは不要です。）

※送信いただいた情報は、都道府県（政令市・中核市）のほか、市町村、国（厚生労働省）でも即座に状況が確認できます。

2．被災状況報告は、同じURLから複数回登録が可能ですので、状況変化に応じて、報告内容を随時更新できます。

～障害者支援施設等の皆さまへ～

【被災状況報告指示メールを受信したら・・・？】

2ステップで被災状況報告をお願いします！

簡単な操作で
すぐできる！

1 自治体からメールを受信したら、システムにアクセスします

送信されるメール例

2021/08/24 (月) 20:32
s-saigai@warning.wam.go.jp
[障害者支援施設等災害時情報共有システム] 被災状況報告

障害者支援施設　　ご担当者様

○○県　から　○○災害　の被災状況報告指示が発せられました。
以下に記載したURLを用いてシステムにアクセスし、施設の被災状況を報告してください。

アクセスURL　障害者支援施設　https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS020400E...

アクセスURLを
クリック！

災害情報確認後、以下の手順にて施設への被災状況報告を実施してください。
手順1.システムにアクセスし、被災状況を入力する。
手順2.画面左下の登録ボタンをクリックする。

※本メールは障害者支援施設等災害時情報共有システムから自動送信されていますので、返信はしないでください。

※初回アクセス時は利用規約の承認をお願いします。

2 被災状況を報告します

被害無しの場合

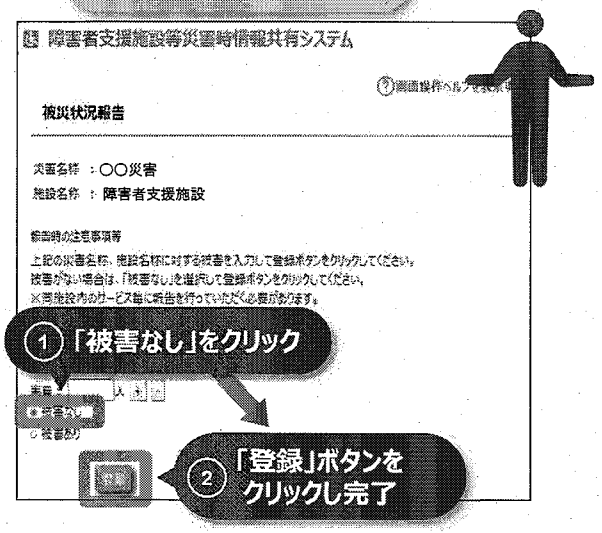

① 「被害なし」をクリック

② 「登録」ボタンを
クリックし完了

被害有りの場合

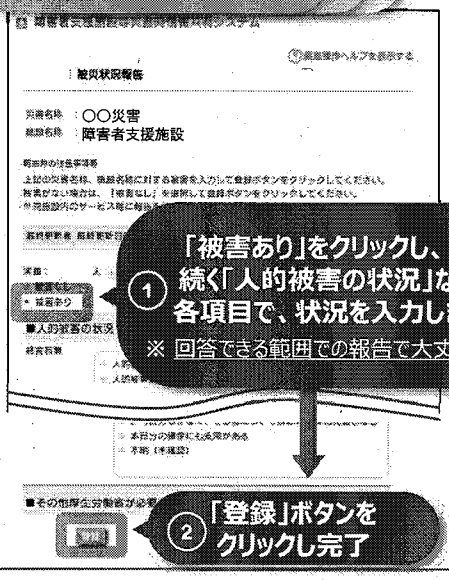

① 「被害あり」をクリックし、下に
続く「人的被害の状況」などの
各項目で、状況を入力します。
※ 回答できる範囲での報告で大丈夫です！

② 「登録」ボタンを
クリックし完了

? 困ったときは・・・

①被災状況報告指示メールを紛失してしまった！システムにアクセスできない。

→以下URL（https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do）にて、メールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスまたは災害時緊急連絡先を入力して、「被災状況登録メール送信」 をクリックすると、メールを受信できます。（操作説明書P71～参照（10 .情報登録メール送信））

②システムからの連絡用メールアドレスや、災害時緊急連絡先の変更をしたい。

→①のURLからメールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスを入力して、「施設情報登録メール送信」をクリックすると、施設情報更新申請用メールが受信できますので変更申請をします。（操作説明書①と同じページを参照）